

須磨区地域提案型活動助成に関する要綱

平成 15 年 4 月 1 日

須磨区長決定

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 地域提案型活動助成（第 3 条―第 18 条）

第 3 章 地域提案型活動スタートアップ支援（第 19 条―第 30 条）

第 4 章 雑則（第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地域での様々な課題について、その課題の解決に向けて、区民自ら企画・提案を行い、実施する地域自主活動（以下「活動」という。）に要する経費の一部を助成することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）（以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

2 前項の活動に将来つながるような企画を実現するまでの事業計画の充実等の準備活動に対して行う支援に関して必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 須磨区地域提案型活動助成（以下「助成」という。）は、前条の活動を通じて、幅広い区民参画のもと、須磨の資源を活用・創造し、個性あふれるまちづくりを進め、「魅力が輝く美しいまち」「やさしさあふれる元気なまち」「安全安心なまち」（以下「将来像」という。）の実現を促進することを目的とする。

2 地域提案型活動スタートアップ支援（以下「支援」という。）は、企画準備段階の活動を具体化するための支援を行うことで、上記の助成制度に将来つながるような企画の実現に資することを目的とする。

第 2 章 地域提案型活動助成

（助成対象団体）

第 3 条 助成対象となる団体（以下「団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 須磨区内に活動拠点を有する団体であること。
- (2) 企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる団体であること。
- (3) 営利を追求することを主目的とする団体でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

（助成対象活動）

第 4 条 助成対象となる活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第 2 条第 1 項に合致する活動であること。
- (2) 他地域の模範となる新たな活動であり、活動開始から概ね 3 年以下の初動期の活動であること。
- (3) 須磨区内で実施される活動で、別に定める期間に実施される活動であること。
- (4) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。
- (5) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。

- (6) 神戸市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと。
- (7) 公益性、計画性、効果が認められる活動であること。
- (8) 地域住民等の参画のもと、地域課題の具体的な解決に向けた活動や地域の活性化を図るために今後継続的に行おうとする活動であること。
- (9) 区民と区民又は区民と区の相互理解と信頼が得られる活動であること。
- (10) 地域の祭りなどの単発イベントでないこと。但し、須磨区長(以下「区長」という。)が特に必要があると認める場合は、この限りではない。
- (11) 法令に違反した活動でないこと。

(助成内容)

第5条 区長は、助成の対象となる優れた活動に対して、1年間の総活動費のうち、30万円を上限として予算の範囲内で助成することができる。

2 区長は、同一活動に対し、3年を限度に総額50万円を上限として、予算の範囲内で助成することができる。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は直接経費とし、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 備品購入費
- (3) 団体の構成員の人件費及び報酬
- (4) 領収書がない等使途が不明なもの
- (5) その他区長が適当と認めないもの

2 区長は、前項第1号及び第2号に定める経費であっても、活動にあたり特に必要と認めるものについては助成対象とすることができる。

(申請手続)

第7条 助成を受けようとする団体(以下「助成申請団体」という。)は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を別に定める募集期間に申請するものとする。

- (1) 須磨区地域提案型活動助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 須磨区地域提案型活動助成申請団体概要書(様式第2号)
- (3) 活動企画書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) その他区長が必要と認める書類

(第1次審査)

第8条 区長は、申請案件について、書面による要件審査を行い、第3条各号及び第4条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として須磨区地域提案型活動助成金不採択通知書(様式第5号)により助成申請団体に通知する。

(第2次審査)

第9条 区長は、前条により不採択とならなかった助成申請団体の活動について公益性、計画性(実現可能性)、効果、先駆性、将来性を総合的に考慮して審査し、補助金規則第6条による助成金の交付決定を行う。

(選考委員会)

第10条 区長は、第2次審査を行うにあたり、選考委員会を設置することができる。

2 選考委員会は、助成申請団体の活動について、公益性、計画性(実現可能性)、効果、先駆性、将来性に関して審査し、区長に報告する。

3 区長は、公正かつ中立な立場を堅持できる者を選考委員に選任するものとし、助成申請団体の利害関係者を選任することはできない。

- 4 区長は、本市職員を選考委員とする場合、当該事業を所管する部に属する者が、委員数の半数未満となるようにする。
- 5 区長は、選考委員会が審査するにあたり、助成申請団体に対し、活動に関する提案説明を求められることができる。
- 6 区長は、前項により提案説明を求められた助成申請団体が求めに応じなかった場合、不採択として通知する。

(助成金交付決定通知)

第 11 条 区長は、補助金規則第 6 条による助成金の交付決定を行うときは、須磨区地域提案型活動助成金交付決定通知書（様式第 6-1 号）（以下「交付決定通知書」という。）を、同条第 3 項による助成金の交付を不相当であると認めるときは、須磨区地域提案型活動助成金不採択通知書（様式第 6-2 号）を助成申請団体に通知する。

- 2 前項の助成金の交付決定を通知する場合において、区長は、助成金の交付の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

(活動の変更等)

第 12 条 前条第 1 項の助成金の交付決定通知を受けた団体（以下「助成採択団体」という。）は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは、あらかじめ須磨区地域提案型活動助成金計画変更申請書（様式第 7-1 号）を、同項第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは、あらかじめ須磨区地域提案型活動助成金取下承認申請書（様式第 7-2 号）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、その可否を須磨区地域提案型活動助成金計画変更・申請取下承認・却下通知書（様式第 8 号）により助成採択団体に通知する。

(実績報告の提出)

第 13 条 助成採択団体は、補助金規則第 15 条に基づき活動の実績を報告しようとするときは、活動終了後、次に掲げる書類を速やかに提出するものとする。

- (1) 活動報告書（様式第 9 号）
- (2) 収支決算報告書（様式第 10 号）
- (3) 領収書（又はレシート等内訳がわかるもの）
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 14 条 区長は、補助金規則第 16 条による助成金の交付額の確定を行ったときは、須磨区地域提案型活動助成金交付額確定通知書（様式第 11 号）（以下「交付額確定通知書」という。）により通知するものとする。但し、区長が必要と認める場合は、交付額確定通知書の金額を減額修正することができる。

(助成金の請求)

第 15 条 助成採択団体は、助成金の交付を受けようとするときは、前条の交付額確定通知書を受領後、須磨区地域提案型活動助成金交付請求書（様式第 12 号）（以下「請求書」という。）をすみやかに提出しなければならない。

- 2 区長は、前項による請求があったときは、すみやかに助成金を支払うものとする。
- 3 活動の実施が前 2 項の規定によりがたいと区長が認める場合は、活動終了までに助成金の一部を支払うことができるものとする。
- 4 区長は、前条により助成金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の助成金の返還を命じるものとする。
- 5 助成採択団体は、区長から前項の請求があったときは、期限内に区長の指定する方法で精算しなければならない。

(活動報告)

第16条 区長は、助成採択団体に対し、活動報告を求めることができる。

(活動の評価・調査等)

第17条 区長は、必要と認めるときは、助成採択団体に対して、活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適當な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第18条 区長は、助成金の交付又は交付決定通知もしくは交付額確定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、第11条による助成金の交付決定の一部もしくは全部を取り消し、速やかに、その旨を須磨区地域提案型活動助成金取消通知書(様式第13号)により助成採択団体に通知するものとする。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき。
- (3) 助成金の交付条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の調査又は措置要求に従わないとき。
- (5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、既に交付のあった助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

第3章 地域提案型活動スタートアップ支援

(支援対象団体)

第19条 支援対象となる団体(以下「団体」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 須磨区内に活動拠点を有する団体であること。
- (2) 企画した活動を終了まで責任を持って、遂行できる団体・実行組織であること。
- (3) 営利を追求することを主目的とする団体・実行組織でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体・実行組織でないこと。

(支援対象企画)

第20条 支援対象となる企画は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第2条第1項に合致する活動の企画であること。
- (2) 他地域の模範となる新たな活動につながる企画であること。
- (3) 須磨区内で実施予定の活動の企画で、別に定める期間に実施予定の活動の企画であること。
- (4) 営利を主目的とした活動の企画、宗教的活動の企画、政治的な活動の企画のいずれでもないこと。
- (5) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動の企画であること。
- (6) 神戸市の基本計画又は事業実施計画に反する活動の企画でないこと。
- (7) 公益性、計画性、効果が認められる活動の企画であること。
- (8) 地域住民等の参画のもと、地域課題の具体的な解決に向けた活動や地域の活性化を図るために今後継続的に行おうとする活動の企画であること。
- (9) 区民と区民又は区民と区の相互理解と信頼が得られる活動の企画であること。
- (10) 地域の祭りなどの単発イベントの企画でないこと。但し、区長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。
- (11) 法令に違反した活動の企画でないこと。

(支援内容)

第 21 条 区長は、支援の対象となる優れた地域活動の企画に対し、年間の上限回数を 3 回までとし、企画準備段階の活動を具体化していくためのワークショップ等の開催の支援を決定することができる。

2 区長は、特に必要と認める場合は、前項の企画に対し、1 回の派遣料を 3.5 万円、年間の派遣上限回数を 3 回までとし、専門知識を持ったアドバイザーの派遣を決定することができる。

(申請手続)

第 22 条 支援を受けようとする団体（以下「支援申請団体」という。）は、次に定める書類を別に定める募集期間に申請するものとする。

- (1) 須磨区地域提案型活動スタートアップ支援申請書（様式第 14 号）
- (2) 須磨区地域提案型活動スタートアップ支援申請団体概要書（様式第 15 号）
- (3) 団体規約の写し（規約がなければ、総会の議案書又は会員名簿でも可）
- (4) その他区長が必要と認める書類

(支援の決定)

第 23 条 区長は、申請案件について、書面による要件審査を行い、第 19 条各号及び第 20 条各号の要件に該当すると認められる場合は、須磨区地域提案型活動スタートアップ支援採択決定通知書（様式第 16-1 号）を、明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として須磨区地域提案型活動スタートアップ支援不採択通知書（様式第 16-2 号）により支援申請団体に通知する。

2 前項の支援の採択の決定を通知する場合において、区長は、支援の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

(アドバイザーの派遣申請)

第 24 条 前条第 1 項の支援の採択決定通知を受けた団体（以下「支援採択団体」という。）で、アドバイザーの派遣を受けようとする団体は、あらかじめ須磨区役所と協議を行い、須磨区地域提案型活動スタートアップ支援アドバイザー派遣申請書（様式 17 号）を区長に提出しなければならない。

(アドバイザーの派遣決定)

第 25 条 区長は、前条の須磨区地域提案型活動スタートアップ支援アドバイザー派遣申請書（様式 17 号）を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、須磨区地域提案型活動スタートアップ支援アドバイザー派遣決定通知書（様式第 18-1 号）を、不適当と認めた場合は、須磨区地域提案型活動スタートアップ支援アドバイザー派遣不採択通知書（様式第 18-2 号）を支援採択団体に通知する。

2 前項のアドバイザー派遣の決定を通知する場合において、区長は支援の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

(アドバイザー派遣料の支払)

第 26 条 区長は、前条の派遣決定を行った支援採択団体からの須磨区地域提案型活動スタートアップ支援実績報告書（様式第 21 号）およびアドバイザーからの須磨区地域提案型活動スタートアップ支援アドバイザー派遣実績報告書（様式第 22 号）にて、派遣回数、実施内容等を確認のうえ、アドバイザーからの請求を受けて支払うものとする。

(申請内容の変更等)

第 27 条 支援採択団体は、申請内容に変更が出た場合は、あらかじめ須磨区地域提案型活動スタートアップ支援企画内容変更申請書（様式第 19-1 号）を、申請を取り下げるときは、あらかじめ須磨区地域提案型活動スタートアップ支援取下承認申請書（様式第 19-2 号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、その可否を須磨区地域提案型活動

スタートアップ支援企画内容変更・申請取下承認・却下通知書（様式第 20 号）により支援採択団体に通知する。

（報告書の提出）

第 28 条 支援採択団体は、支援期間終了後、速やかに須磨区地域提案型活動スタートアップ支援実績報告書（様式第 21 号）を提出しなければならない。

2 第 25 条の派遣決定を行った支援採択団体について、派遣されたアドバイザーは、1 回終了ごとに、速やかに須磨区地域提案型活動スタートアップ支援アドバイザー派遣実績報告書（様式第 22 号）を提出しなければならない。

（活動の評価・調査等）

第 29 条 区長は、必要と認めるときは、支援採択団体に対して、活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適當な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

（支援の取消等）

第 30 条 区長は、支援採択団体が、次の各号いずれかに該当する場合は、採択決定を取り消し、速やかに、その旨を須磨区地域提案型活動スタートアップ支援採択取消通知書（様式第 23 号）により支援採択団体に通知するものとする。

- (1) 支援の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 当制度を支援対象企画以外に使用したとき。
- (3) アドバイザー派遣の採択条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の調査又は措置要求に従わないとき。
- (5) その他区長が支援を継続するに適しないと認めたとき。

第 4 章 雑則

（その他）

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、助成及び支援に関して必要な事項は、区長が定める。

附則

1 この要綱は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 27 年 3 月 16 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 28 年 3 月 14 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 29 年 3 月 13 日より施行する。

附則

1 この要綱は平成 30 年 3 月 12 日より施行する。

附則

1 この要綱は令和 3 年 3 月 8 日より施行する。

附則

1 この要綱は令和 5 年 2 月 14 日より施行する。

附則

1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。